

取り付けましたか？届出はお済みですか？

住宅用火災警報器



平成18年に改正消防法が施行され、全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。住宅火災から大切な命と財産を守るためには火災の早期発見が重要で、そのために住宅用火災警報器の設置は大変有効です。

今月末(5月31日)までに住宅用火災警報器の設置と消防署への届出が義務付けられていますので、期限までに必ず済ませましょう。

住宅用火災警報器とは

煙や熱を自動的に感知し、音や声で火災の発生をいち早く知らせる器具のことです。なお、煙を感知するタイプと熱を感知するタイプがあります。煙式感知器けいしきの設置を義務付けています。

どこに設置すればいいのか

次の場所への設置が義務付けられています。

① **寝室** 普段の就寝に使用する部屋の天井または壁面に

に設置します。

② **階段** (2階建て以上の場合)就寝する部屋が2階以上にある場合は、階段の天井または壁面に設置します。

(詳しくは下のイラストをご覧ください)

高齢者などへの支援策

高齢者や身体障がい者などを対象に、住宅用火災警報器の購入費用を助成しています。お気軽にご相談ください。

・障がい者助成制度

福祉課 ☎35-3139

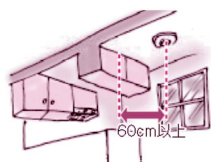
・高齢者助成制度

高年介護課 ☎35-3181

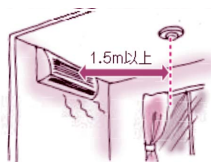
設置後の届出をお忘れなく

住宅用火災警報器を取り付けた方は、届出書を最寄りの消防署まで提出してください。FAXでも可能です(FAX 35-1359)。なお届出書は各消防署、市HPのほか、住宅用火災警報器の販売店にもあります。

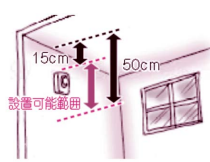
●住宅用火災警報器の取り付け場所



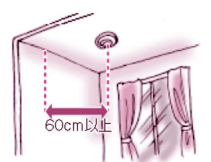
火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



エアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。